

佐賀県公安委員会等の所管する行政手続等に係る情報通信を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 7 年 10 月 31 日

佐賀県公安委員会委員長 岸 川 美 和 子

佐賀県公安委員会規則第 7 号

佐賀県公安委員会等の所管する行政手続等に係る情報通信を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県公安委員会等の所管する行政手続等に係る情報通信を活用した行政の推進等に関する規則（令和 3 年佐賀県公安委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
別表第 1（第 3 条関係）		別表第 1（第 3 条関係）	
法令	規定	法令	規定
道路交通法（昭和35年法律第105号）	略	道路交通法（昭和35年法律第105号）	略
<u>道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）</u>	<u>第 5 条第 1 項、第 8 条第 1 項及び第 8 条の 5 第 1 項</u>		
<u>佐賀県道路交通法施行細則（昭和35年佐賀県公安委員会規則第 3 号）</u>	<u>第 7 条第 1 項及び第11条の 2 第 4 項</u>		
自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）	略	自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）	略
略		略	
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第 9 号）	略	重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第 9 号）	略
<u>自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成 3 年国家公安委員会規則第 1 号）</u>	<u>第 5 条第 1 項</u>		
		<u>道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）</u>	<u>第 5 条第 1 項、第 8 条第 1 項及び第 8 条の 5 第 1 項</u>

改正前		改正後	
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	略	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	略
古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）	略	古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）	略
		<u>遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）</u>	<u>第26条、第28条第2項及び第3項（第1号イ及び第2号イを除く。）、第31条第1項、第32条、第33条第1項並びに第41条</u>
		<u>佐賀県道路交通法施行細則（昭和35年佐賀県公安委員会規則第3号）</u>	<u>第7条第1項及び第11条の2第4項</u>

附 則

この規則は、令和7年11月4日から施行する。